

令和元（2019）年度
自己点検評価書

令和 2（2020）年 6 月
日本文化大學

はじめに

平成 30 (2018) 年 11 月 26 日、中央教育審議会より「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」が出された。これによると、「専攻分野についての専門性を有するだけでなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材」の輩出が求められている。また、同答申では、「高等教育システムそのもの、そして、高等教育機関の『建学の精神』や『ミッション』は時代の変化の中で、変わるべきものと変わらないものがあることを高等教育機関とその構成員が改めて意識し、高等教育機関自らが、『建学の精神』や『ミッション』、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその『強み』と『特色』を社会に分かりやすく発信していくことが重要である」と指摘されている。

本学では、社会からの要請に応えるべく、昭和 53 (1978) 年の建学以来、教育・研究の両面で鋭意努力を重ねてきた。しかしながら、価値観の多様化、高度情報化技術の著しい発達など、社会の急激な変化を鑑みると、建学精神を守りつつも、絶えず組織・活動を自己点検・評価し、教育研究の質をより一層充実させる必要がある。そこで、本学では、「教育・研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育・研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うこと」を目的として、「日本文化大學自己点検・評価検討委員会」を設置し、これまで継続的に自己点検・評価を行ってきた。自己点検・評価活動は、おおむね 4 年に一度報告書として作成されることになっており（「自己点検・評価規程」施行規則」第 2 条）、将来への改善の着実なステップとしている。

この自己点検評価書は、平成 28 (2016) 年に日本高等教育評価機構による認証評価の受審・認定以降、最初の報告書となるが、その間、本学では、施設面では立志館（新柔道場）、楽工舎（総合新校舎）、新 2 号館の建設・整備が順次行われ、また、教育課程面では Semester 制が導入されるなど、ハード及びソフトの両面において社会の要請に応じて鋭意充実が図られてきた。しかしながら、教育の質保証が求められている昨今、法人・大学・カリキュラム・授業の各レベルで、PDCA の仕組みをどのように確保し機能性を確保するかが課題である。令和 2 (2022) 年度から学長室を新たに設置し、教育の質保証に取り組んでいく恒常的機関として創設された。今後は、新たな中長期計画の策定とともに教育の質保証に取り組んでいきたい。

こうした点を踏まえ、本報告書は、本学における前回の認証評価以降の活動を中心に自己点検・評価した結果をまとめたものであり、公表を機に、本学の教育・研究の質量両面における更なる発展・向上を図っていきたい。

令和 2 (2020) 年 6 月 1 日

日本文化大學自己点検・評価検討委員会

目 次

基準 1. 本学の使命・目的等	1
基準 2. 学生	7
基準 3. 学修の支援	11
基準 4. キャリア支援	14
基準 5. 学生サービス	16
基準 6. 学修環境の整備	18
基準 7. 教育課程	22
基準 8. 教員・職員	25
基準 9. 経営・管理と財務	29
基準 10. 教職課程	34

基準 1. 本学の使命・目的等

1. 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学精神は、「恩愛禮義」、「清明和敬」、「重厚中正」、「祖風繼承」の四條目である。

恩愛禮義

父母の慈愛や、人々のまごころの恩を温かく感受して、情誼に厚く禮と義とを尊ぶ。

清明和敬

清く明るく、爽やかな心を養い、人倫の和を尊び、自他には敬の心によって接す。

重厚中正

重みと厚みのある学問と人柄を修め、正しい道を明らかにして、言行一致する。

祖風繼承

わが國の祖先からの美しい文化傳統を学問的に受け継いで、さらに発展をはかる。

建学精神に基づく大学の目的については、学則第 1 条において、「本学は、我が国祖先以来の歴史と傳統に基づく日本文化の根源を尊び、祖先を敬い、国典を考究し、日本民族の美風と叡智を繼承し、我が国先哲を仰いで学と道を学び、文化の進展に貢献し、重厚中正かつ誠実な国民を育成する建学精神により、教育と学問の探究を行うことを目的とする。」と規定されている。

法学部の目的については、学則第 2 条第 2 項において、「法学部は、建学精神を基礎として法律学及びその関連諸分野の教育及び研究を行い、法的思考力豊かで次代の国家を背負う指導の人材を育成し、併せて研究成果を通じて社会の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

これらの建学精神や学則規定等の内容は、「教育研究上の目的 — 学問の本質的探究と自覚的認識 —」（『2019 年度 学生便覧』4・5 頁）により具体的に説明されている。とりわけ、「教育目的」は「恩愛和敬・美風繼承」、「学問の深奥を探究」、「情宜と勇氣の自覚」、「慈愛と祈念に答応」の 4 項目にて説明され、建学精神が本学の教育を通してどのように活かされて教育されるのかについて明確に記されている。

このように、本学建学精神をはじめ学則規定や教育目的などの文章は、創学者蜷川親繼が認めたものであり、その内容が脈々と受け継がれてきている。いずれもその意味や内容においては具体的かつ明確であることから、適切である。

2. 役員、教職員の理解と支持

本学の建学精神や使命・目的及び教育目的は建学以来堅持されているとともに、役員をはじめ教職員の理解と支持を得ている。

理事長の職務について、「寄附行為」第 11 条で「理事長は、法令並びにこの法人の建学の精神及び主旨により寄附行為に規定する職務を執り行うとともに、この法人内部の業務を総理し、この法人の業務について、この法人を代表する。」と規定され、建学精神に依拠してその職務を行う旨が明文化されている。

学長の資格に関しては、「学識経験者で温厚にして崇高な人格を有し、建学精神を堅持するものでなければならない」（「学長に関する規程」第 3 条）と規定され、建学精神を体し堅持

することが学長の資格要件になっている。

他の理事についても、「本学園の建学の精神及び主旨に則る学識経験者」（「寄附行為」第6条第1項第3号）であることが求められている。

評議員についても、その選任において「本学園の建学の精神及び主旨に則る … 者」（「寄附行為」第22条第1項）でなければならない旨が規定されている。

監事については、その就任に当たり、「日本文化大學の建学精神に依據し、その教学と教育との主旨を重んじ、… 就任することを承諾」する旨の「就任承諾書」に署名押印している。

専任教員については、「我が国の正しい学問の研究に忠実で単に学識経験のみならず建学精神による教育者」（「教育職員就業規則」第1条第3項）であることが求められ、服務に当たって「創学者蜷川親繼先生のご遺志を継承し、日本古来の良き伝統を護り、祖先以来の叡智と美風とを継承し、日本の道を明らかにする態度を保持し、教育のすべてに建学の精神と使命とに従って、恩愛和敬の心を常時もち、信義に則り、睦み合い、相互協力のもとに本学の発展に努めなければならない。」（同規則第9条第1項）とされている。

非常勤講師についても、「常に日本文化大學の建学精神に則り、互いに協調して職場の秩序を維持し、非常勤講師に適用される諸規定を遵守して、師父として誠実に職務を遂行すること。」（「日本文化大學非常勤講師契約書兼労働条件通知書」第11条第1項）が求められる。

事務職員については、「創学者蜷川親繼先生の建学の精神と使命とに従って、本学の学風・教育特色を尊重し、学生教育指導の万般と、これに伴う教育業務を担当」（「事務職員就業規則」第1条第2項）し、「職員は、建学の精神を発揚し、我が国の正しい学問研究を完成させるために、教育職員を補佐し、… 学生に対しては常に積極的に接し、本学の精神と使命のもとに、訓育及び徳育を指導するに適する者でなければならない。」（同規則同条第3項）と規定されている。さらに、服務に当たっては、「創学者蜷川親繼先生のご遺志を継承し、日本古来の良き伝統を護り、祖先以来の叡智と美風とを継承し、日本の道を明らかにする態度を保持し、教育のすべてに建学精神と使命とに従って、恩愛和敬の心を常時もち、信義に則り、睦み合い、相互協力のもとに本学の発展に努めなければならない。」（同規則12条）とされている。

これらの規定から明らかな通り、本学の専任教員、非常勤講師、事務職員は、就任に当たり本学の使命・目的及び教育目的等を十分に理解した上で、職務に専念している。

3. 学内外への周知

本学では、以上の建学精神を学内外に周知させるとともに、すべての学年を対象とした進学式やガイダンス、講義などを通じて学生（入学予定者も含む）に説明し理解を深めさせている。

① 創学者蜷川親繼先生の銅像と並ぶ2基の碑文

本学正門を入ると、創学者蜷川親繼先生の銅像と碑文の2基があるが、その碑文には「建学精神、沿由と学統」が顕示されている。さらに、入学式や学位記授与式等の式典が行われる「柏樹記念館」の正面には、「建学精神」四條目と「日本文化大學歌」が書かれた大きな額を掲げている。

② 『大学案内』パンフレット（『大学案内2020』5頁）

『大学案内』に「ニチブンの理念」の項目を作成して建学精神を明示している。

③ ホームページ (<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/spirit/index.html>)

本学ホームページの「大学概要」の項目内に、「建学精神」の見出しを付けて明示している。

④ 「オープンキャンパス」

「オープンキャンパス」において、すべての参加者を対象に、「大学・法学部説明」をしている。この中で、本学の建学精神や沿革、教育目的、本学の特長やカリキュラムの概要などを説明している。

⑤ 「入学説明会」

合格発表後、合格者と保護者等に対し、本学の建学精神をはじめ、カリキュラムや入学手続等について、本学教員が説明している（『2020年度 入学試験要項』「6. 入試結果通知」2頁参照、『2020年度 指定校推薦入学試験要項』「11. その他」3頁参照）。

⑥ 「日本文化大學指定校入試説明会」

年2回実施している「指定校入試説明会」において、指定校の高校に勤務する教諭に対し、本学の特色を理解してもらうことを目的として、「本学の概要」を説明している。具体的には、本学の建学精神や沿革、教育目的などを説明しており、全体の説明終了後には、本学入学後のフォローアップも兼ねて出身高校の教諭と在学生の懇談の機会も設けている。

⑦ 「入学準備ゼミナール」課題

早期入学試験であるA0入試や指定校推薦入学試験、一般推薦入学試験による入学予定者に対して11月下旬の日曜日に「入学準備ゼミナール」を実施している。同ゼミナールにおいては、「入学準備学習」の課題を課しているが、その一部として、「日本文化大學の『建学の精神と使命』の理解」を図るため、「ノートの左のページに『建学の精神と使命』を書き写し…右のページには、語句の意味など、分からない漢字や表現について辞書を引いて調べた内容を書かせる」などして、入学前に建学精神の理解を深めさせている。

なお、同ゼミナールにおける課題の取組結果については、「入学準備学習確認票」を用意し、自己評価（「理解が深まった」・「やや深まった」・「まだ理解が浅い」）をさせている。全体的な学習結果については、同確認票を高校担任に見せ、確認印をもらうよう指示し、その上で、入学後に当該ノートを提出させている。

⑧ 「新入生オリエンテーション in 河口湖」

「ガイダンス『建学精神』」（40分）

「グループワーク」（80分）テーマ『大学とは何か』

「ガイダンス『講評』」（グループワークの内容発表を含む）（60分）

⑨ 「後期始業式ガイダンス」（1年次及び2年次）

学長補佐から「建学精神」と題し、主として『学生便覧』の記載内容、「近代以降の『柏樹書院』歴代当主」及び「日本の年中行事と柏樹書院」に関する講話を行っている（2019年度 学生便覧』11～17頁参照）。

⑩ 「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」

「柏樹書院」第22代当主の蜷川式胤は、東京国立博物館の創設にあたり、大変な尽力をされた。特に、蜷川式胤と「柏樹書院」第23代当主の蜷川第一とが収集された資料は、今日でも文化財保護活動の先駆けとして評価されている。そこで、本学の建学精神や日本文化の理解促進を図るためにキャンパスメンバーズになっている（『2019年度 学生便覧』173・174頁）。

⑪「江戸東京博物館」

「江戸東京博物館」には、幕末から明治にかけての旗本家の歴史や暮らし向きを知ることができる「幕臣 蝮川家文書」計 88 点をはじめとする「蝮川コレクション」が収納されていることから、その旨を『2019 年度 学生便覧』11・12 頁に紹介して学生に見学を推奨している。

このほか、入学式・学位記授与式が行われる「柏樹記念館」にも「建学精神」四條目が掲げられており、学内外に広く周知している。

4. 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的は、人格・識見ともに優れた社会の指導的人材の育成を中心的視座に置き、令和元（2019）年に見直し・改訂が検討された三つのポリシーにも確実に引き継がれ、反映されている。本学の使命・目的及び教育目的については、既に記載したとおり、具体性と明確性を有しており、同時にこれらの中長期的な計画にも着実に反映させるとともに、新たな中長期計画にも反映させる予定である。

例えば令和元（2019）年度には、学生の進路志望の多様化や学修目標の一層の確実な到達及びその適正な評価を期して、春学期及び秋学期の二期生（セメスター制）を導入した。セメスター制を実施することで、より自由度の高いカリキュラム編成となり、学生が関心の高い科目を幅広く履修できるなど、学生のニーズにも一層的確に対応することが可能となった。

さらに、令和 2（2020）年度からは、新たな中長期計画のもと、社会情勢の進展及び在学生の進路の多様化も見据え、コース制を廃止し、学生が自己の将来の進路に合わせて、履修科目をより広く、かつ適切・柔軟に選択できるよう、新たに「ビジネス関連法」、「法律専門職」、「公務員」及び「警察官・消防官」という 4 つの履修モデルに移行する予定である。

このように、本学の使命・目的及び教育目的を実現するために、これらのポリシーに沿った教育活動が展開されている。

改訂後の三つのポリシー（令和元（2019）年度）

入学者の受入の方針（アドミッションポリシー）
<p>日本文化大學は、建学精神のもと、以下のような入学者を適正に受け入れるために、多様な方法による入学者選抜を実施します。</p> <p>日本文化大學が求める学生像</p> <p>1. 日本文化大學建学精神への理解と共感 日本文化大學の建学精神、教育研究上の目的に共感し、国家・社会に貢献する人材になろうとする意欲ある者。</p> <p>2. 修学意欲 「学問を重んじ而も深く考える」者、すなわち幅広い教養および法律の基本的な知識を修得するため、たゆまぬ努力をする意欲ある者。</p> <p>3. 公共の精神 学問教育によって、感受性にあつく、心すなおに、公共に尽くそうとする姿勢を養う明朗な者。</p> <p>AP1. [知識・理解・技能]</p> <p>(AP1-1) 高等学校の教育課程を幅広く習得し、大学での修学に必要な基礎学力を有していること。</p> <p>(AP1-2) 大学が定める卒業要件を達成する意志を有していること。</p> <p>(AP1-3) 部活動において優秀な成績を修め、入学後も継続する意志を有していること。</p>

<p>AP2. [思考力・判断力・表現力] 社会・共同体の様々な問題について、事象を注意深く観察し、知識・情報をもとに論理的に考察し、説明できること。</p> <p>AP3. [主体性・多様性・協働性] 課外活動やボランティア活動など、様々な活動を通じて、自己の成長を図るとともに、協働しながら課題や目標に取り組む姿勢を有していること。</p>
--

卒業の認定に関する方針 ディプロマポリシー		教育課程の編成及び実施に関する方針 カリキュラムポリシー
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
情誼豊かな 人間性	[DP-1] 日本文化の叡智と美風の理解を通して、品格と教養とを高め、情誼（真心、誠意）豊かな人間性を涵養することができる。	[CP-1] ・文化学や歴史学などの基礎的知識に基づいて、日本文化の美しい伝統を理解できる力を養成する。 ・重厚中正な学問を通して、情誼（真心、誠意）豊かな人間性を備えて、適切かつ責任ある行動ができる人材を育成する。 ・自他に敬み、日々に省み、まごころを尽くして自らを豊かにする力を涵養する。
高い倫理観と 遵法精神	[DP-2] 高い倫理観と法令遵守の精神とに基づいて、自らの使命・役割を果たすことができる。	[CP-2] ・法の本質を理解できる力を養成する。 ・高い倫理観を備え、適切かつ責任ある行動をとることができる人材を育成する。 ・公共の精神を育み、社会の発展に貢献する人材を育成する。 ・学則をはじめとする諸規則を尊重しながら学生生活を送ることができる力を養成する。
清明の心と 和敬の精神	[DP-3] 清く明るい心を涵養するとともに、和を尊び、真心を尽くして接することができる。	[CP-3] ・素直で誠実な人材を育成する。 ・他者の人格を尊重し、常に敬意を払って人と接することができる力を涵養する。 ・温かい感受性豊かな人材を育成する。
論理的思考力 課題発見・ 解決能力	[DP-4] 次代の国家を背負う指導的人材として、文化教養の知識と理性的判断力をもとに、建設的な解決策を提案することができる。	[CP-4] ・文化教養にかかわる知識を身につけ、日本文化の美しい伝統を継承する人材を育成する。 ・法学の基礎的知識を身につけ、物事を論理的に考察することができる力を養成する。 ・社会における様々な問題を理性的に判断するとともに、建設的な解決策を示すことができる力を養成する。

5. 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、法学部法学科のみで構成されており、その基本は、「学則」に定められている。具体的には、本学の使命・目的及び教育目的を遂行するため、「学長は、校務を掌り、所属教職員を統督」（「学長に関する規程」第2条）し、事務組織及びその分掌について

ては「事務組織及び分掌規程」に明記している。

さらに、「教授会規程」において、教授会の運営に関する細目が定められ、必要と認めるときには特定事項を審議する「専門委員会」を設置し、権限を委譲することができることとなっている（「教授会規程」第5条）。

なお、文部科学省による教職課程認可基準の見直しが平成 29（2017）年度に開始されたことを踏まえ、本学では、教員に関する学際的研究を促進し、会員相互の学術向上を図ることを目的として、新たに「日本文化大學教職研究会」を同年に発足させた。同研究会の活動成果としては、平成 30（2018）年 3 月に『日本文化大學教職研究 第 1 号』を発刊している。また、図書館専門員会議の活動方針を踏まえて、教員個々の教育研究活動の成果としては、専門的分野に関する研究論文を掲載した『柏樹論叢』が毎年 1 回発刊されている。

このように、本学では、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が構成・整備されており、それらとの整合性も確保されている。

〔基準 1 の自己評価〕

本学の建学精神、使命・目的については、「寄附行為」をはじめ「学則」等において具現化されており、学校教育法、大学設置基準等の法令に従い、適切である。本学では、大学の使命・目的、教育目的だけでなく、個性や特色についても、『大学案内』やホームページ等で簡潔な文章で学内外に広く周知しており、適正である。本学の使命・目的及び教育目的は、役員をはじめ教職員の理解と支持を得て、3 つの方針にもこれらが反映されている。さらに、本学の建学精神、使命・目的、教育目的及び 3 つの方針は、いずれも社会の要請を踏まえながら策定されており、「三つのポリシーにおける中長期の視座」及びその後に見直し・改訂が行われた三つのポリシーにも反映され具現化されている。また、本学の教育研究組織についても、法学部法学科のみで構成されており、使命・目的、教育目的とも整合性を有しており、その運営も適切に行われている。

基準 2. 学生

1. 学生の受入れ

本学の「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」は、建学時に以下のように策定されている。

「大学の生活は、次代を承継し指導者として貢献したいとの決心が強く、温かい感受性と気力を持ち、学問の深奥に触れる修学生活です。従って、学問修養は無限であり、これに専念する努力もまた無限です。

今日の各界は、現代世界の変動が激しければ激しいほど、日本の将来をきりひらく建設的決意が強く、真姿の学問・教育と正しい自覚をもって学ぶ、元気ある好学の若人に対して大きな期待を寄せています。それゆえ本学は、この現代の期待に答え勉学気力のある若人の志望が多いので、本学四年間の勉学指導に耐える努力のない人の入学は適しません。

本学法学部は、明日の日本を安泰に守り導こうと願う若人が、法学部を志望して正しい經国治世の学問を求め、建学精神と使命のもとに、わが叡智と美風の道を探求します。また、本学生はこのような先哲の純正な学問に感銘を覚え、次代へ実現の大切さを自覚し、将来の使命に誇りとアンビションを抱いて勉学する学生を選考します。」

この「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」は、『大学案内』、『入学試験要項』、『指定校推薦入学試験要項』のほか、本学のホームページ等に明示され、周知が図られている。

『大学案内』は、学外の専門業者の協力も得て、STUDY 編と LIFE 編の 2 分冊を制作しているが、「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」は STUDY 編の 1 頁に掲載している。また、『大学案内』は、本学の建学精神に照らして、本学がどのような学生を求め、どのような学修成果を期待しているか等が分かるように構成しているほか、STUDY 編の「本学を卒業した先輩たち」のコーナーでは、夢をかなえた先輩たちを複数人紹介し、入学者が入学に際し将来の職業に対する明確なビジョンを持てるように配慮している。

本学のホームページでも、入試情報のページに「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」として個別のタグを設けて表示している。また、『入学試験要項』、『指定校推薦入学試験要項』においても、表紙の裏面に「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」を表示するとともに、出願資格や推薦基準として、「向学心が強く、本学の『建学精神』を理解できる者」（A0 入試、一般推薦入試）、「本学の『建学精神』を理解し、本学の発展に寄与できる生徒」（指定校推薦入試）等の条件を明記している。

これらの情報は、オープンキャンパス（年 8 回開催）において、来学した高校生、保護者等に説明している。また、高等学校や業者主催の進学説明会（年 10 回程度）、高等学校で行われる模擬授業（年数回）、高校訪問等の機会を活用して、『大学案内』や『入学試験要項』を配布し、高校側の本学に対する要望を聴取するとともに、本学が求める学生像等を直接伝え、意見交換を行っている。

毎年 5 月と 6 月には、本学主催の「指定校入試説明会」を開催し、対象となる高校の進路担当の教諭を本学に招き、大学の概要、就職状況、指定校推薦入試の状況等を説明している。この説明会では、本学をより理解して頂くことを目的として、新たに整備された諸施設を案内するとともに、それぞれの高校の出身在学生との面談の機会も設けている。

なお、これまでの「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」については、時代の変化に対応し、また、受け入れる学生に求める学修成果をより明確に示すため、令和2（2020）年1月30日付で改訂した。

入学者の受入れは、「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」に示された基本方針に沿って実施しており、本学の「建学精神」に賛同し、意欲に溢れる多様な能力を持った学生を確保するため、7種類の選抜方法を設けている。具体的には、「警察官志望 A0 入試」、「公務員志望 A0 入試」、「一般推薦入試」、「指定校推薦入試」、「ニチブンサクセス入試（自己推薦入試）」、「一般入試」、「大学入試センター試験利用入試」であるが、各入試の概要は次のとおりである。

「警察官志望 A0 入試」及び「公務員志望 A0 入試」は、将来の職業として、それぞれ、警察官及び県庁・市役所職員等その他公務員を志望する学生を対象とした A0 入試で、小論文（800 字、50 分）と面接により合否を判定している。小論文は、志望する将来の職業に関するものと、その時々々の時事問題に関するものとの2つのテーマから1つを選択する方式で出題し、構成、主旨の明確さ、誤字・脱字がないか等を採点の基準としている。また、面接は、教員2名によりそれぞれ15～20分程度行っており、高校までの学習・課外活動状況と、現在目指している公務員の職種と、公務員試験受験を目指してどのような大学生活を送ろうと考えているのか等について質問している。

「一般推薦入試」・「指定校推薦入試」は、本学の建学精神と教育の特色に賛同する豊かな資質を持った生徒を高等学校長に推薦して頂き、入学を許可する制度である。学業成績は、一般推薦入試の場合、全体の評定平均値が3.0以上（又は外国語、国語、公民、地理歴史の4教科の平均が3.0以上）、指定校推薦入試の場合は、全体の評定平均値が3.3以上（又は外国語、国語、公民、地理歴史の4教科の平均が3.3以上）を条件としている。選抜方法は、小論文（800 字、50 分）と教員1名による20分程度の面接である。

「ニチブンサクセス入試」は、既卒生にも門戸を開いた自己推薦入試である。また、「一般入試」は、国語及び選択科目（英語、世界史B、日本史B、政治・経済）の中から1科目を選択して行う学科試験と面接により合否を判定する試験方法である。試験問題は、本学の専任教員が分担して作成している。また、面接は、教員1名が20分程度行い、本学の建学精神の理解度、将来の職業に対する意識の高さ、本学における勉学意欲等を合否の判定材料としている。

「大学入試センター試験利用入試」は、国語及び選択科目1科目（英語、地理歴史、公民の中から選択）の大学入試センター試験の成績に基づき合否を判定する入試方法であるが、教員1名により10分程度行われる面接の結果も合否の判定材料としている。面接の内容、判定基準等は「一般入試」と同様である。

このように、入学者の受入れについては、アドミッションポリシーに基づき多様な学生をバランスよく受け入れることができるよう、適切に入学試験の区分を設け、試験内容及び合否の基準についても適正かつ厳格に運用している。

なお、令和3（2021）年度からは、文部科学省「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」に基づき、同2（2020）年に改訂した新たな「入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）」をより明確に反映させるため、入学者選抜方法を以下のとおり変更することとしている。

総合型選抜（従来のA0入試）：警察官志望総合型選抜

公務員志望総合型選抜

学校推薦型選抜（従来の推薦入試）：公募推薦型選抜

スポーツ推薦型選抜

指定校推薦型選抜

一般選抜（従来の一般入試）

大学入学共通テスト利用入試（従来の大学入試センター試験利用入試）

の7種である。

2. 入学定員に沿った適切な学生受入れ人数の維持

過去5年間の入学者数及び在籍学生数は、次のとおりである。

過去5年間の入学者数及び在籍学生数

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
入学者数	291	278	222	179	190
在籍学生数	878	801	701	722	747

令和元（2019）年度の入学者数は291人で、全体の在籍学生数も878人となっている（収容定員に対する割合は110%）。入学者数は、平成28（2016）年度を底に、過去3年間、順調に増加傾向を示している。この背景には、文部科学省の私立大学定員厳格化政策や来年度から実施される新テスト導入による受験生の安全志向化等の影響もあると思われるが、本学が入学者数を維持・確保するためにこれまで実施してきた次のような取組みの成果でもあったと考えられる。

① 学修環境・諸施設の整備

学生にとって学びやすく、魅力のあるキャンパスとするため、本学では、第三次キャンパス整備プロジェクトを策定し、実行してきた。平成26（2014）年に遊歩道「和敬の道」が整備され、同28（2016）年にグラウンドの人工芝化を終え、同29（2017）年2月には新柔道場「立志館」、8月には地上4階建の総合新校舎「楽工舎（本館）」が完成し、令和元（2019）年11月には最新鋭のトレーニングジムを併設した新2号館が竣工している。

② オープンキャンパスの効果的運営

本学では、オープンキャンパス開催の告知は、進学情報誌、電車内広告、ホームページ、LINE等の媒体を通じ幅広く行っており、オープンキャンパスにおいては、入試説明会、個別相談会、模擬授業等を実施しているほか、本学のOB・OG警察官によるトークショーを開き、本学の特色を出すよう努めている。また、本学の在籍学生をナビゲーターとして各所に配置し、参加した高校生や保護者等からの様々な質問に対し、ていねいに応対できるような体制をとっている。

平成29（2017）年からは、サンリオのマイメロディーを本学の公式キャラクターに起用し、同年6月には、初めての試みとして本学以外の施設であるサンリオピューロランドで入試説明会を実施した。

③ 高校訪問

首都圏の高校の中で、重点校と考えられる 150 校程度を本学の教員が春秋に集中的に訪問し、本学の学生受入れ方針、カリキュラム、在学生の活動状況、就職状況等を詳しく説明して、進路指導担当の教諭との関係を密にし、入学者数の増加に結びつけるよう努めた。訪問の結果は、「進学アクセスオンライン」という情報管理システムで一元的に管理し、教職員間で情報を共有するようになっている。

④ 広報ツールの見直し

従来から行っている進学情報誌や新聞への広告、DM、電車内広告等に加え、スマホ利用率の高い高校生への訴求力を高めるために、Web 上でのバナー広告や“警察官”、“公務員”等のキー・ワード検索をしたページにリスティング広告を掲載する等、インターネット広告を実施している。また、LINE やインスタグラム (Instagram) といったソーシャルメディアを活用して、本学受験の対象となる特定の層の高校生に、直接メッセージを送り、効果的かつ効果的な情報発信を積極的に行っている。

さらに、本学への関心度を一層高めるため、平成 29 (2017) 年からはサンリオのマイメロディを本学の公式キャラクターとして起用しているほか、「Seventeen (セブンティーン)」、「non-no (ノンノ)」といった女性誌にも広告を掲載した。併せて、「ノンノ」等の制作協力会社を起用して、学生とともに本学の大学案内 LIFE 編を制作している。

[基準 2 の自己評価]

「入学者の受入れの方針 (アドミッションポリシー)」は、『大学案内』、『入学試験要項』、『指定校推薦入学試験要項』のほか、本学のホームページ等に明示され、周知が図られており、引き続き、これらの媒体を通じて周知されるよう工夫していく。

また、入学定員の確保のためには、上記に述べた諸施策を今後とも実施・強化し、本学の知名度を高めるとともに、カリキュラム及び就職実績における本学の優位性を強く訴え、本学への受験、ひいては入学に結びつけるよう努めていく。

基準 3. 学修の支援

1. 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、様々な方法により全学的な学修支援を推進している。

① 担任制度

本学の特徴の一つが少人数制教育であるが、それを学修支援の面から支えているのが、担任制度である。同制度は、入学後から卒業までの間にわたって、各年次すべてに設けられており、本学における学修及び学生生活の支援において重要な役割を果たしている。クラスの編成は、基本的に1年次は習熟度、2年次以降は履修コースの区分に加えて学修成績も考慮し決定している。担任は、1年次に6人、2年次に5人、3年次に4人、4年次に3人、それぞれ配置し、学年を取りまとめる学年主任が置かれている。担任は、原則として担当年次の必修科目を担当している教員を配置しており、特に1年次については、できる限り「基礎ゼミⅠ」の担当者が担任になるように配慮されている。

学生の学修及び学生生活に対する相談及び意見・要望は、クラス担任との面談を通して述べられることが多く、その内容を直接把握する機会となっている。とりわけ、1年次については、担任が、全員を対象とした個別面談を行い、学生生活に対する不安を聞くとともに必要な指導をしている。

なお、面談に先立って「学生生活に関するアンケート」を提出させている。その項目は、「通学時間について（時間と通学環境）」、「講義について（履修コマ数と修得単位数）」、「将来の進路」、「アルバイト（勤務内容・状況）」、「現在大変だと思っていること（勉強・アルバイト・友人・通学・異性など）」、「生活について（自宅か下宿か）」、「現在の悩みや心配事（自由記述）」などである。

また、ゼミの担当教員はすべて専任教員であることから、講義のない時間帯に幅広い内容の質問や相談に応じている。このほか、「学生相談室・学習支援室」及び「健康管理室」においても、各種相談等に応じている。相談内容で特に重要な内容は、「学生カード」に記載されている「学生指導・修学相談」等に記載し、情報の共有化を図っている。このように、学生一人ひとりの学修及び生活状況を的確に把握した重層的な指導体制が整えられている。

② 教員と職員の協働による学修支援体制

1年次においては、次のとおり本学独自の学修支援体制が整えられている。

第一に、入学直後に約1週間にわたって実施される「新入生オリエンテーション」である。このオリエンテーションでは、担当教職員から、科目履修をはじめ大学生活に関わる様々な説明が行われ、とりわけ、履修登録に関しては個別の指導が行われている。ちなみに、「新入生オリエンテーション」の一環として、1泊2日の日程で「新入生オリエンテーション in 河口湖」を実施しているが、宿泊を伴う「オリエンテーション」を行うことによって、教職員相互や教職員と学生、学生相互の理解と親睦を深めることに資するものとなっている。

③ 学修及び授業支援体制の整備と運営の現状

ア 入学前教育

入学後、学生の修学が円滑に行われることが極めて重要であると考えられることから、入学前教育として入学予定者を対象に「入学準備ゼミナール」を実施している。同ゼミナールの目的は、建学精神について理解を深めさせることや高校卒業後から本学入学までの間、学

修意欲を維持させることにある。課題として読后感想文、高校での授業に関するレポート提出を課しているほか、日本漢字能力検定の受験を推奨している。これらの課題レポートは、入学後に提出させ、その成果を確認し高校教育から大学教育への連続性を適切に図るよう指導している。

イ 初年次教育（導入教育）

早期に大学生活の基本を身につけさせること及び教員と学生、学生相互間の交流を図ることを目的として、前記のとおり、入学式の翌日から入学者全員に1泊2日の宿泊を伴う「新入生オリエンテーション in 河口湖」を実施している。その目的は、新入生が建学精神などを理解するとともに、教育課程、修学上の心得等について周知し、入学直後の早い段階で円滑な人間関係の形成を支援することにある。なお、オリエンテーションの一環として、山梨県立美術館や忍野八海を訪れ、学生の感性を磨くとともに教養を高めさせている。オリエンテーションは、このほか学内で4・5日間実施し、教育課程や学生生活等について説明している。なお、授業期間内にもガイダンスが行われ、適宜、必要な説明・指導が行われる。

ウ 履修サポート、カリキュラム学修支援

(i) 履修相談・履修登録支援

履修登録に当たり、履修に関する個別相談に応じ、さらに、履修登録後には学務課で点検し、修正等が必要な学生へは指導のうえ訂正させている。

(ii) 学務情報の提供

学務情報等、学生への連絡はポータルサイト「ニチナビ」を通して周知している。具体的には、各種ガイダンス日程、休講、教室変更、履修登録、定期試験日程、学生呼出、証明書発行案内、卒業進級の要件、時間割等に関する情報等を配信・掲示している。

なお、台風・大雪などの気象状況による全学休校等、緊急の連絡事項は、掲示板に掲示するとともに、「ニチナビ」により配信している。

(iii) 情報教育

「PCルーム」には、職員が常駐しており、基礎的なパソコンの操作方法、学内LANの接続方法等不明な点がある場合は、いつでも指導を受けることができる。

2. 学修支援の充実

① ティーチング・アシスタント (TA) 制度・スチューデント・アシスタント (SA) 制度

本学では、授業の性質や属性に応じて、ティーチング・アシスタントによる支援が必要であると認められる授業について導入している。現在、この制度を活用している科目は、「日本文化史」、「簿記原理」、「スポーツ健康科学」である。

スチューデント・アシスタント (SA) 制度は、「スポーツ健康科学 B (剣道)」、「スポーツ健康科学 D (柔道)」、「基礎ゼミⅡ」において活用されている。

② オフィスアワー制度

本学では、授業時間以外に各教員が学生からの相談・質問に対応するためのオフィスアワーを設定しており、学生からの相談を随時受ける体制をとっている。教員の授業時間割には、オフィスアワーの設定時限が表示され、周知している。なお、オフィスアワー以外の時間であったとしても、各教員が対応可能な時間帯には、相談や質問に応じている。

このことは『学生便覧』に明記されているほか、各科目のシラバスにも記載されており、

学生に周知されている（『2019年度 学生便覧』86頁）。なお、学生がオフィスアワーの時間を積極的に活用できるように、「教員控室」の入口に分かりやすく次のような内容の掲示をしている。

学生各位
専任教員のオフィスアワー
9時から5時まで
先生に用事がある学生は、
入口でノックをして入室し、
次の内容を述べること。
① 年・組
② 氏 名
③ 用 件
以上
オフィスアワー担当

③ 配慮を要する学生（中途退学者、休学者、留年者）への支援体制

近年、中途退学の理由として、修学意欲の低下や喪失を挙げる学生が少なからず見られるようになってきた。この理由を挙げる学生の多くは、単に就学意欲が低く目的が不明確というだけではなく、学生を取り巻く複雑な周辺環境に起因している。そこで、担任が中心となって出席状況等を点検し、一定の基準に達していない学生に対しては保護者等宛てに連絡文書を適宜通知するとともに、学生本人又は保護者等に電話して状況を把握するほか、状況に応じて三者面談も実施している。

〔基準3の自己評価〕

本学の特長のひとつに、学生と教職員との距離が近いことが挙げられる。学生に対して、複数の教員（ゼミ、担任、部・サークル顧問等）が積極的な働きかけを行っている。このように、教職協働による学修支援体制は適切に機能している。

また、オフィスアワー制度を全学的に実施し、学修や学生生活に関する相談や質問等に応じて適切な指導・助言を行っている。さらに、中途退学、休学及び留年など配慮を要する学生については、普段から注意を払い、適宜、保護者等にも連絡し三者面談を行うなど、早期の対応に努めている。

基準 4 キャリア支援

1. 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

① 社会的・職業的自立の支援

学生支援課では、就職に関わる支援を行っている。例えば、就職活動壮行式、業界研究企業セミナー、公務員採用試験説明会などを実施するほか、就職に関する相談に応じたり、面接や論文作成の指導等を行っている。このほか、国家公務員、地方公務員、警察官、消防官採用試験の試験案内、受験申込書を学生に提供している。また、民間企業の求人案内については、求人コーナーを設け、これらを閲覧させている。なお、令和元（2019）年度、学生支援室における相談・指導状況の実績は、次のとおりである。

学生支援室における相談・指導状況（令和元（2019）年度）

分野別相談等の内容	相談等件数（ ）は内数
1 就職活動に関する相談	76
民間企業	(25)
公務員試験	(51)
2 民間企業就職活動指導	185
業界、企業紹介	(102)
エントリー・面接指導	(83)
3 公務員試験受験指導	188
論文作成、添削	(95)
面接指導	(93)
4 採用試験の公欠手続	160

② 資格取得に向けた支援

法律系の資格取得については、「行政活動と法Ⅰ・Ⅱ（行政書士）」、「不動産法」・「不動産経営学（宅地建物取引士）」、「社会保険」・「労働保険（社会保険労務士）」の各講義を開講して、その支援を行っている。また、情報処理系の資格取得支援として、「情報処理概論（ITパスポート）」を開講しているほか、パソコン操作スキル修得支援のため、「パソコン演習（Word）」、「パソコン演習（Excel）」、「パソコン演習（PowerPoint）」を開講している。

学生に対して受験を勧奨している実用・技能検定試験は、日本商工会議所簿記検定（日商簿記検定）、日本漢字能力検定、秘書技能検定、日本語検定、ニュース時事能力検定、実用英語能力検定、TOEIC、TOEFL 等である。

③ キャリア形成支援

入学時のオリエンテーションの一環として、警視庁、神奈川県警、千葉県警、埼玉県警、自衛隊幹部候補生の採用説明会を開催し、このほか、警察官や消防官の卒業生を招いて、現在の職務やそのやりがいなどについて説明をしてもらうなど、実際の職業への取組みを考えさせ、理解する機会を設けている。

1・2年次については、就職セミナーやスペシャリストセミナーを開催して、社会人としての素養や心構えについて修得する機会を与えている。また、就職模試や教養模擬試験などを実施し、基礎的な適性や能力を養成している。

3年次については、教養模擬試験を継続するほか、就職情報概論を必修科目として履修させて、将来の就職に向けて学生自身の職業観・勤労観を育成している。なお、平成27(2015)年度からインターンシップを3年次の選択科目として開設している。

さらに、保護者等に対しては、入学説明会、入学式、授業参観、就職活動壮行式などの機会に、就職活動の現状や本学の取組などを説明している。

[基準4の自己評価]

公務員試験のみならず民間企業の採用試験において、ますます人物重視の選考になってきている。そのため、学生支援課を中心として、その指導を充実させる。また、警察官以外の公務員の採用試験対策についても精力的に取り組み、公務員試験全般に強い大学の実現に向けて努力していく。

基準5 学生サービス

1. 学生生活の安定のための支援

学生サービス及び厚生補導のための学内組織としては、「担任」、「学生指導委員会」、「学生課」、「医療室」がある。これらの各学内組織は、相互に連携しながら学生サービスと厚生補導の任に当たっている。

学生課では、学生が自発的・自主的に行う課外活動に参加し、充実した学生生活を送るための支援活動を行っている。そのため、毎月定期的に「部・サークル代表者会議」を開き、部やサークルの要望等を聴取している。「部・サークル代表者会議」は、大学行事である「柏樹祭」の実施計画を策定するとともに、会を主宰し運営している。

なお、部・サークルの活動時間は、原則として午後1時から午後7時までとしているが、「部・サークル活動時間延長願」を学生課長に提出し承認を受けたときには午後7時30分まで延長することができる。令和元（2019）年度の部・サークル団体は18団体である。

また、令和元（2019）年度から、「菊花節・体育大会」は「柏樹祭」と改められ、従来は体育大会であった内容を変更して充実させ、大学祭とした。この変更に伴い、学生主体の柏樹祭実行委員会を組織し、定期的に委員会を開催したほか、第1回「柏樹祭」の実施後には、委員が次年度の開催に向けて他大学の学園祭の調査などを行い、充実させるための努力を継続している。柏樹祭の経費は、学生の経済的負担を軽減し教育効果を高めるため、大学が補助金を支出して支援を行っている。

学内の安全については、警備会社と業務委託契約をして、学生が安心安全に過ごせるよう対応している。

「医療室」は、楽工舎1階に設置され、健康相談や心理的支援等を行っている。このほか、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、健康管理のための指導・助言、けがや体調不良に対する応急処置等を行っている。さらに、AED（自動体外式除細動器）が学内に設置されていることから、その使用方法も含めて、主に2年次生を対象として管轄消防署の消防士による救命講習会を実施している。

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金、地方自治体や民間の奨学事業団体などの奨学金、「日本政策金融公庫」（国民生活事業）の教育一般貸付（国の教育ローン）、楽天銀行の「楽天銀行教育ローン（提携型）」、オリエン트コーポレーションの「学費サポートプラン」（「日本文化大學指定 教育ローン」）など各種融資・奨学金制度を紹介している。

日本学生支援機構の奨学金については、在学新規採用希望の学生に対して、毎年4月に定期募集を行い、その枠内で採用されない場合においても二次募集や、緊急採用・応急採用で、奨学金を希望している学生のほぼ全員が採用されている状況である。ちなみに、令和元（2019）年度、日本学生支援機構を利用した数は374件となっている。

本学独自の奨学金として「蜷川親繼先生奨学生」制度がある（「学生指導委員会規程」第8条）。この制度は、「本学の建学精神をよく理解し、人物及び学業成績が優れ、他の学生の模範となる者に対しては、審査の上 … 蜷川親繼先生奨学金を給付する」（同規程第7条）ものである。

その他、令和元（2019）年度、貸与実績のある奨学金は、交通遺児育英会1人、毎日育英

会1人がある。

また、国家公務員・地方上級公務員を志望する学生が増加していることから、これらの学生の要望に応え、かつキャリア教育を支援する目的で、令和元（2019）年には、1年次生の成績優秀者を対象として特別選抜クラスを設置し、大学側が全学費を負担してLEC東京リーガルマインドによる講義を受講させる制度を導入した。

さらに、令和元（2019）年度からは、遠隔地における警察官採用試験第二次試験（面接試験）を受験する学生に対して交通費の一部を補助するなどの支援を行っている。

部及びサークルの活動は、「日本文化大學 部・サークル活動規約」に則り行われているが、過去の活動実績を勘案して「活動費」が支出されている（『2019年度 学生便覧』86頁。）。令和元（2019）年度公認団体として、剣道部、柔道部、サッカー部があるが、これらの部活動に対し、活動経費や大会等への遠征費、備品・消耗品等の購入代金の一部を学生補助金として補助し、支援を行っている。

[基準5の自己評価]

本学では、学生が安全・安心な大学生活を送ることができるよう、その支援体制を整備するとともに、学内施設の充実を図るなど、適切に機能している。また、学生生活を有意義なものとするための奨学金制度や補助金制度などの経済的支援も充実している。今後、ますます多様化する学生が在学することが予想されることから、支援体制を充実させる。

基準6 学修環境の整備

1. 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

① 八王子キャンパス

本学の校地面積は92,660㎡あり、大学設置基準上必要な校地面積8,000㎡の約11.6倍の面積を有し、基準を大幅に上回っている。また、校舎面積は、20,190㎡あり、大学設置基準上必要な校舎面積の4,958㎡の約4.1倍の面積を有している。

ア 楽工舎

平成29(2017)年8月に完成した総合新校舎「楽工舎」には、大教室、中教室などの教室をはじめ、学生ホール、楽工舎ホール、模擬法廷、茶室、さくらテラスなどを備えており、学修の質を高めるだけでなく、学生生活の支援と向上に大きな役割を果たしている。

イ 2号館

キャンパス整備計画に伴い、2号館は建替工事を行い、令和元(2019)年11月に完成し、1階には「B'GYM」及び「ダンススタジオ」が設置されている。

学生の健康維持や基礎体力の増進を目的とした施設「B'GYM」は、45種類のトレーニング器具が備わっており、その中には東日本で初導入された「HDアスレティックブリッジダブル」やオリンピックの新種目にもなった「ボルダリングエリア」も2か所設置されている。学生は、「B'GYM利用申込書」に記載のある注意事項を熟読し同意した上で、必要事項を記入した申込書を提出した後に利用することができる。また、男女それぞれの更衣室には荷物を預けられるロッカーを設置し、シャワー設備も完備しているなど、物品管理面及び運動後の体調管理面にも十分な配慮がなされている。ダンススタジオは、ガラスと鏡で囲まれおり、広々とした空間になっており、マイク、プロジェクター及びTVも使用できる構造となっており、ダンスサークルが活動の場としても利用している。

2号館2階には、140席ある教室が3つあり、教室の前には「B'LOBBY」が広がり、調理も可能なコモンキッチンを中心として、「ラウンジエリア」、「ビューエリア」、「スタディーエリア」と目的に応じたスペースが備わっている。令和元(2019)年11月には、卒業生と在学生の交流の場として行われた「ホームカミングデー」の懇親会では、コモンキッチンで料理を提供し、「B'LOBBY」内にある各ソファやテーブル席で食事をとるなど、教職員及び卒業生を含む学生のイベントにも有効に活用されている。

② 高田馬場学習センター

高田馬場学習センターは、JR山手線、地下鉄東西線高田馬場駅から徒歩約1分の位置にある。立地条件の良さから、遠方からの受験生の入学試験会場としても使用されている。

③ 日本文化大學総合グラウンド

日本文化大學総合グラウンドは、京王高尾線山田駅から徒歩約5分の位置にある。現在、地元の少年サッカーチームやゲートボールチーム、八王子地区の高等学校陸上部等にも定期的に開放して有効に活用している。

2. 実習施設、図書館等の有効活用

ア メディアセンター

図書館、学生支援室、PC ルームの複合的な機能を備えたメディアセンターは、平成 23 (2011) 年に完成し、本学における教育と研究活動のための情報センターとなっている。

メディアセンターの一部として新しく開館した図書館は、1 階には個別間仕切りのある閲覧スペースが 24 席あり、集中して勉強できる場所として学生の利用率が高い。また、2 階には図書の自動貸出返却装置があり、学生はカウンターでの手続をすることなく図書の貸出、返却ができるようになっている。

図書館 2 階にある「演習室」は、現在では「学習支援室」とし、数的処理の個別指導のほか、苦手分野の克服や勉強方法の指導など、学生支援の場として活用されている。また、グループワークのできるスペースを広く取っており、アクティブ・ラーニングが可能となっている。キャスター付きのテーブルと椅子が配置されているので、自由な形にして使うことができるとともに、また、「法情報総合データベース」D1-Law.com 及び官報情報検索サービスにアクセスできるパソコンが 5 台設置されており、これらの情報検索サービスは、卒業論文をはじめ、学生の発展的な学修に役立てられている。

新施設として完成した平成 23 (2011) 年度の入館者総数は、28,844 人であるが、平成 30 (2018) 年度の入館者数は 48,528 人、令和元 (2019) 年度の入館者数は、同 2 (2020) 年 1 月現在で 53,849 人となっている。

「過去 4 年間の図書館入館者数の推移」

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(令和 2 年 1 月現在)
50,221 人	52,436 人	48,528 人	53,849 人

なお、図書館の開館時間は、原則として午前 9 時から午後 8 時までとなっている（日曜・休日を除く）。

「メディアセンター」には、「PC ルーム」も設置されている。「PC ルーム」は、個々の学生の使用をはじめ、「パソコン演習」や「基礎ゼミ」、「ゼミ」等の講義でも使用されている。「PC ルーム」には、常時、コンピュータの操作指導のできる職員を配置していることから、学生が個別指導を受けられるようにするとともに、日常の機器の点検・整備を行うことによって、適切な運営・管理をしている。

イ 体育施設

運動場は、グラウンドの部分と隣接するテニスコート 2 面、テニスの壁打ちコート半面、フットサルコート 1 面、バスケットボールコート 1 面からなる。平成 28 (2016) 年 3 月に人工芝化（透水性に優れ、衝撃に対してもクッション性があり、防塵効果もある。）され、5 か所に LED 照明を配置して夜間の使用も可能である。これらの施設を総称して、「サークルスクエア」（平成 28 (2016) 年度から体育館と合わせた名称にした。）と呼んでいる。「サークルスクエア」は、1 年次の選択科目である「スポーツ健康科学 A (一般体育)」「スポーツ健康科学 AA (サッカー)」や部・サークル活動等で使用している。

平成 29 (2017) 年 2 月に完成した「立志館」は、国際規格に基づいた試合場を 2 面有しており、講義では「スポーツ健康科学 D (柔道)」「スポーツ健康科学 E (合気道)」で使用し、

また、柔道部の練習環境の充実・技術の向上に大いに役立っている。加えて、「全日本 ID (知的障がい者) 柔道大会」が過去 2 回 (第 1 回大会が平成 30 (2018) 年 9 月 16 日から 17 日に、第 2 回大会が令和元 (2019) 年 12 月 7 日から 8 日) 開催され、知的障がい者柔道の発展を支援する施設としても大きな社会貢献をなしている。

その他、体育施設として、「五常館」(剣道場)、弓道場、体育館があり、「スポーツ健康科学」の講義や式典、部・サークル活動等で利用されている。

また、キャンパス内には、約 1 km に及ぶ「和敬の道」(遊歩道) が整備され、学生の基礎体力の増進に活用されている。これらの体育施設が安全・適切に使用されるよう、学生に対して利用上の注意事項を定めるとともに、学生課と施設課担当の教職員が管理・運営している。

3. 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の相談や意見・要望については、様々な機会を通じてその内容を把握・分析し、その検討結果を学修支援等に活用している。

1 年次の担任による個別面談結果については、教授会等で報告され、教職員が情報を共有し指導に活用している。

また、履修科目に関する学生の意見・要望を把握するために、FD 委員会がすべての授業科目を対象として「授業評価アンケート」を春学期と秋学期にそれぞれ実施している。同アンケートは、「学生による教員の授業評価」と「授業の理解度に関する学生の自己評価」の視点で構成されており、各科目の講義内容及び授業運営に関する自由記述欄も設けられており、学生の意見・要望等を把握・分析することが可能となっている。個々の科目のアンケート結果については、各科目担当教員にフィードバックされるだけでなく、担当教員はシラバスの最下部に学生の指摘内容に対する所見や改善方策を記載するようにしており、教育の内容、授業の改善・工夫に活用している。

学生からの率直な意見を汲み上げる制度として「ニチブンミライ委員会」がある。「ニチブンミライ委員会」は、若手教員と学生数十人からなる組織で、具体的にはオープンキャンパスの企画・立案、運営に参画するほか、学内施設について意見交換を行っている。例えば、オープンキャンパスでは、学生がオープンキャンパスの参加者にキャンパスの案内や「質問・相談コーナー」にて参加者の受験対策や学生生活に関する質問や相談等に応じている。

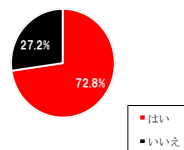
本学では、学生の学修活動を援助する学修環境の整備・充実にも力を入れてきている。近年では、「キャンパス整備計画」の実施に伴い、なかでも楽工舎や 2 号館の新設に当たっては、アンケートや聞き取り調査によって、学生の意見・要望等を汲み上げ、施設整備の際に活用した。具体的には、楽工舎の教室に設置される机・椅子の色調やデザインについては、学生からの要望を取り入れたものとなっている。また、2 号館のトレーニングジム (「B'GYM」) の新設に当たっては、学生アンケートを事前に実施し、その結果を B'GYM の運営やトレーニング器具の配置を検討する上で大いに活用した。次の図表は、学生アンケート結果の一部を示したものである。

「2号館トレーニングルームの利用に関するアンケート結果」

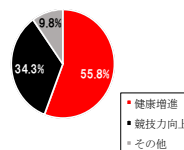
トレーニング器具・マシン等の
整備に関する希望の回答結果

器具	度数(人)	器具	度数(人)
ランニングマシン	73	サウナ	5
エアロバイク	33	スクワット	5
体組成計	21	各種マシン	5
シャワー室	15	鍵付きロッカー	4
ベンチプレス	11	プレート(重り、ディスクとも言う)	4
ダンベル	8	トラップマシン	4
サンドバッグ	8	アブドミナル(腹筋)	4
シャフト(バーベル)	8	腹筋ローラー	4
ストレッチマット(マットエリア)	8	更衣室	3
握力計	7	メディシンボール	3
バランスボール	7	レッグカール	3
ヨガマット(ヨガのできる場所)	7	ケトルベル	3
鏡	6	ボスボール	3
室内プール	6	スマスマシン	3
チェストプレス	6	ベンチ	3

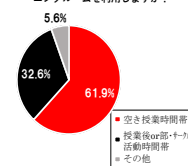
Q1. 新2号館トレーニングルームを利用したいですか?



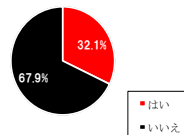
Q2. 主にどのような目的で、トレーニングルームを利用しますか?



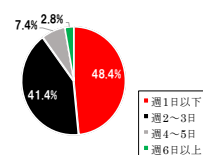
Q3. 主にどのような時間帯に、トレーニングルームを利用しますか?



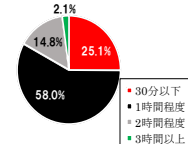
Q4. 朝の時間帯(午前8時~)に、トレーニングルーム利用を希望しますか?



Q5. トレーニングルームの利用頻度は、次のうちどちらに近いですか?



Q6. トレーニングルームの1日の利用時間は、次のうちどちらに近いですか?



[基準6の自己評価]

平成19(2007)年度から「キャンパス整備計画」に則って教育環境の整備・充実を計画的に推進してきた。令和元(2019)年11月に「2号館」の完成をもって「キャンパス整備計画」はほぼ完了したが、今後も施設整備については、引き続き検討していく。また、授業を行う学生数については、引き続き、適切な運営・管理に努めていく。

基準 7. 教育課程

1. 教育目的を踏まえたディプロマポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、次の4つの具体的な柱から成り立っている。

「恩愛和敬・美風継承」、「学問の深奥を探究」、「情誼と勇気の自覚」、「慈愛と祈念に答応」である。これらの教育目的を踏まえて、学位授与の方針であるディプロマポリシーを策定している。すなわち、それぞれの分野に必要な基本的法政理念と関係法の理解ができる学生、各級指導者として、豊かな文化教養と理性的判断力と大局把握の建設的能力のある学生、父祖以来の文化の叡智と成果とを受け継ぎ、将来にわたって永続する調和と努力の途を求めようとする優れた自覚ある学生である。

以上のとおり、教育目的を踏まえたディプロマポリシーが策定されるとともに、これらは、『大学案内』、『2019年度 学生便覧』4・5頁、ホームページにも記載されており、学内外に適切に周知されている。

2. 教育課程及び教授方法

教育目的を達成するため、カリキュラムポリシーである教育課程編成及び実施に関する方針を、①「情誼豊かな人間性」、②「高い倫理観と遵法精神」、③「清明の心と和敬の精神」及び④「論理的思考力、課題発見・解決能力」と定めている。

上記のカリキュラムポリシーの方針を踏まえ、本学のカリキュラムにおいては、入学後から卒業までの4年間の修学期間の進度に合わせて、学生が着実に実力を修得していくことができるように、①「基礎教育」（基礎をしっかりと学び、これから先の未来へ備える）、②「専門教育」（実社会での活躍につながる専門性を身につける）、③「ゼミナール教育」（基礎から専門まで幅広く徹底的に研究）及び④「キャリア教育」（早期から充実したカリキュラムで学生の将来をサポートする）の4つを教育の中核として構成している。

こうしたカリキュラムポリシー及びカリキュラムの骨格については、『大学案内』等で学内外に適切に周知している。

カリキュラムは、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」に基づき、体系的に編成され、実施されている。教育課程は、必修科目、必修選択科目、選択科目、教職科目及び資格講座から構成されており、このうち選択科目については、教養科目群、語学科目群、体育科目群、資格科目群、専門科目群から編成され、学生が自己の将来の進路や関心分野に応じて科目を幅広く選択できるなど、体系的な編成がなされている。こうした教育課程の体系的な編成は、「カリキュラム体系図（カリキュラム・ツリー）」として、また、具体的な科目編成については、「教育課程基本型」として、それぞれ作成・明示されており、『学生便覧』等にも掲載の上、学生に周知している。

なお、教職課程履修学生については、教員免許法の趣旨を踏まえ、教育職員免許状を取得するに相応しい学力を計画的に育成する必要があることから、科目編成に当たり、1年次から「教職に関する科目」を履修できるよう配慮している。

3. 教養教育の実施

教養教育については、まず、1年次の必修科目として「基礎ゼミⅠ」を開講している。こ

の科目では、1年次生を全12クラスに分け、1クラスの人数を20人程度とし、いわゆる少人数制教育を採用している。その上で、「主体性」、「コミュニケーション力」及び「アカデミックスキル」など、社会人として必要な基礎力を、共通のシラバスに基づきながら身につけさせるよう運営している。また、2年次になると、「基礎ゼミⅠ」をより発展させた「基礎ゼミⅡ」を開講している。同科目も「基礎ゼミⅠ」と同様に、少人数制教育を採用している。そして、必修科目に位置づけて、シラバスにおいてプレゼンテーションを必須にするなど、より実践的な教養教育を実施している。

さらに、語学に関する科目について、例えば、1年次必修科目に「総合英語」が設置されているほか、選択科目に「英語Ⅰ」・「独語Ⅰ」・「中国語Ⅰ」・「英会話Ⅰ」が開講されている。2年次では、上記語学科目をより実践的に発展させた科目が必修選択科目として配当されている。

このように、必修・選択を問わず、各年次に教養教育に関する科目が設定されている。そのため、大学生活を通じて、学生は教養力を深めていける仕組みとなっている。

4. 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法については少人数制教育を基本として、様々な取り組みを行っている。

まず、教員が学生の氏名と顔を覚えて講義を行うことが指導・教授方法の根本であると考えている。この点に関し、平成30(2018年)4月から出欠席管理システムを導入し、講義を担当する教員は、小型の情報端末(「タフパッド」)を教室に持参し、受講学生の出欠席をとっている。同システムの特徴は、タフパッド画面に学生個人の出欠情報とともに本人の写真が表示される点にあり、学生の氏名と顔をできるだけ早く覚えることに効果的である。また、この出欠席状況については、学生本人のみならず、保護者等、教員も確認することができるようになっており、欠席回数が多い、あるいは連続して欠席をしている学生に対しては、早い段階で適切な指導を行うことができる体制となっている。

全学的な取り組みとしては、習熟度別による少人数制教育が挙げられる。具体的には、1年次必修科目の「総合英語」は、入学時に実施する「基礎学力試験(プレイスメント・テスト)」の結果を踏まえ、英語の実力に応じて、学生のレベルにあったクラスで学修できるように配慮している。その他の必修科目においても、原則2クラスずつ、同一教員の講義を履修することになっているが、このことは、受講学生の学修達成度の把握に役立っている。2年次以降の必修科目についても、学生の進路に応じたコース別の講義体系となっており、担当教員は受講学生の将来の進路を考慮した教授方法及び講義を展開することができるなどの工夫がなされている。

講義の教授方法についてであるが、本学では、総合新校舎(楽工舎)の完成に伴い、ほとんどの教室にプロジェクターが設置されることとなり、PowerPointなどを使用したプレゼンテーション型講義を取り入れる教員が増加した。このように、全学をあげたICT機器の設置と充実により、これまでのレクチャー型講義にとどまらない新たな教授方法を開発し探究することに貢献している。

5. 学修成果の点検・評価

大学における学修成果の到達には、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及び

ディプロマポリシーの三つのポリシーが一貫性を有していること、及びこれら三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法が確立されていることが必要不可欠である。こうした前提を踏まえて、平成30（2018）年4月から新学務システムを導入している。同システムは、学生の履修登録、授業の出欠状況、履修科目の成績、授業評価アンケート、就職活動等に関する情報を一元的に管理するものであり、これにより、学生の個人情報の保護を確保しつつ、学修成果の点検・評価を的確に行うとともに、学修指導の一層の充実化を図っている。

次に、ディプロマポリシーは学修成果の最終的な到達段階を示すものとして重要であることから、『学生便覧』でカリキュラムの体系を示し、学生がバランスよく科目を履修できるようにしている。また、「ニチナビ」により卒業に必要な学年ごとの修得単位数（卒業要件）及び履修済科目単位数を学生に明示しているとともに、学生自身が自己の学修成果を客観的に知ることができるよう、GPAを表示している。これにより、教員が学生に対して指導を的確に行うことができるだけでなく、学生自身が自己の成績を再確認し学修行動への改善の動機づけとしている。

学修成果の点検・評価方法として、FD委員会による「授業評価アンケート」を学年度の春学期及び秋学期にそれぞれ実施し活用している。この「授業評価アンケート」は、段階評価と自由記述欄によって構成され、ゼミナール（「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」、「ゼミⅠ・Ⅱ」）、体育科目（一般体育、サッカー、剣道、弓道、柔道及び合気道）を除くすべての授業について、受講者全員を対象として春学期・秋学期にそれぞれ実施している。

そして、各科目担当教員は、「授業評価アンケート」結果を基に、学修成果の達成状況を自己点検・評価するとともに、受講学生の学修達成の程度や教授方法等についての改善点等に関する所見の提出を義務づけることにより、学生の学修行動の実態に即した教授内容や方法等の工夫と開発に努めている。

以上のとおり、学修成果の達成状況については、「ニチナビ」をはじめとする様々な方法により、その点検・評価方法が構築され、実践されている。

【基準7の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマポリシーを策定し、『大学案内』、『学生便覧』等に明示するなど、適切な方法で学生をはじめとして、内外に周知している。また、ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、進学基準、卒業認定基準についても適正に策定し、同様に適切な方法で学生及び保護者に周知している。単位認定に関する成績評価基準についても、教員によって成績評価が偏ることのないように標準ルーブリックを策定し、厳正な適用を行っている。

学修成果を一元的にかつ的確に点検・評価することが可能なツールである「ニチナビ」の運用も定着しており、同システムを一層効果的に活用している。また、各科目担当教員は、「授業評価アンケート」結果を基に、授業改善に努めている。

基準 8 教員・職員

1. 教学マネジメントの機能性

学校教育法第 92 条第 3 項の規定に基づき、学則第 62 条で、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されている。学長が意思決定を行うに当たり、学則第 64 条に基づき教授会が審議機関として設けられている。

教授会の構成は、学則第 64 条第 2 項により、「理事長、学長、教育研究に直接携わる教授、准教授、講師及び学長が別に指定する教職員をもって組織する。」としており、学内の幅広い層から意見を聴取し、学長が適切な意思決定を行うことができる体制となっている。

学長の職務を助けるため、学則第 62 条第 2 項により学長補佐を設置している。その職務は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とされている。

本学には、総務部、学務部、広報部の 3 部が設置されており、各部長の職務は「事務組織及び分掌規程」第 5 条に、「部長は理事長の命を受け、事務を統括掌理する。」と規定されている。

教員の採用については、「教員資格選考基準」第 2 条により、「建学の精神及び教育方針に賛同し、かつこれを推進する熱意を有する者で、学位、学歴、学会並びに教育界等における活動、著書及び論文等から教育上及び研究上適格であると認められる者」が基準とされる。具体的な手続としては、「教員資格審査委員会」において審議し、理事会に答申され、決定の上、教授会に報告される（「教員資格審査委員会規程」）。また、昇任についても規程に基づき審査が行われ、適正に運用されている。

本学の専任教員は 26 人、そのうち教授 13 人、准教授 5 人、専任講師 8 人であり、大学設置基準第 13 条に定める必要な専任教員数及び教授数を満たしている。

2. F D (Faculty Development) 活動

本学は、教員による授業内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うことを目的として、大学設置基準第 25 条の 3 の規定に基づき「FD 委員会規程」を制定し、これを実践する全学的な組織として FD 委員会を設置（「FD 委員会規程」第 1 条）し、FD 活動を推進する組織的な体制を整えている。同委員会は、全学的組織として学長を委員長（「FD 委員会規程」第 3 条）とし、毎年度 FD に関する活動計画を定めて FD 推進施策を立案するとともに、その進捗状況の把握や計画の見直しを行う等、本学における FD 推進の中心的役割を担っている（「FD 委員会規程」第 5 条）。具体的には、教育の質的向上、授業改善等に向けた諸施策の企画・立案、FD に係る研修会（講演会）の企画・運営、学生による授業評価等の企画・実施・改善等を行っている。

令和元（2019）年度において、FD 委員会は 2 回の FD 研修会（FD 講演会）を開催するとともに、2 回の学生アンケートを実施した。

① FD 研修会（「教育会議」）

毎年、非常勤講師を含むすべての教員を対象として FD 研修会（「教育会議」）を実施している。学長挨拶をはじめ、建学精神と教育方針について、学生の授業評価アンケートを基に、教育の質的向上や授業改善などに向けた統一的取組みの説明、前年度、学生指導において特に重要な課題となったことについての説明、学生のキャリア支援に関する全学的な取り組み

についての説明などが行われる。

② 学生アンケート

本学では、FD 委員会が実施主体となり、履修学生による「授業評価アンケート」を毎年 2 回、春学期末と秋学期末の学期末ごとに、ゼミ等一部の科目を除くすべての授業において実施している。担当教員は「授業評価アンケートに対する所見」として、学生の意見・要望等アンケートの結果に対して、それぞれ授業改善のためのコメントを付すことが義務づけられている。さらに、その結果を FD 委員会において点検・評価し、授業改善に役立てている。

3. SD (Staff Development) 活動

職員の資質・能力向上への取組みは、個々の日常的業務を通じて、当該業務に必要な知識、技術、技能及び態度などを継続的に指導する OJT (職場内研修) を中心として行っている。

具体的には、外部からの電話対応、学生からの申請書類の作成方法、関係機関に対する書類の作成及び発送方法、全学的に行う教育業務の実施準備方法等について、業務経験豊かな教職員が対象となる業務に従事する経験の浅い教職員に対して、懇切ていねいに指導している。このような教職員間による OJT 指導に加えて、毎日、教職員全体で行う朝礼に先立ち、事務職員を中心とした、事務連絡及び業務実施の確認や問題点を議題とする「朝礼」を実施するなどして、職員の資質・能力向上に向けた取組みを積極的に行っている。また、こうした朝礼だけでなく、その日の業務の終了前においても、事務職員を中心に「終礼」と呼ばれる打合せを行っている。終礼においては、当日の業務実施状況、発生した問題点とその対応結果、各部署の業務分担・連絡等を議題としており、共有すべき問題点やその対応策等について教職員が一体となって検討するとともに、情報の共有化を図るなど、大学運営に関わる教職員の資質・能力の向上に大きな役割を果たしている。

本学で行われる外部講師を招聘した研修会は、外部の情報共有と SD・FD 推進意識の向上を図るために開催されるものであり、原則として全ての教職員に参加を義務付けている。令和元 (2019) 年度に行われた研修会は、次のとおりである。

開催日	講演テーマ	講演者
7月18日(木)	「攻める！推薦・AO入試を考える」	(株)進研アド 担当者
10月11日(金)	「大学入試改革で入試はどう変わるか」	(株)大学通信 役員

さらに、前述の FD 研修会 (「教育会議」) 等にも職員が出席することによって、教職員が共通の認識を持ち、教員・職員の枠にとらわれない柔軟な姿勢で研修を行っている。こうした取組みの一環として、平成 31 (2019) 年 3 月 23 日 (土) に「2020 年度以降の大学入試改革 & 学生募集、大学改革の今後の展開」という題目で、外部講師を招聘した研修を実施している。なお、同研修には、法人役員、常勤教職員・非常勤講師が出席し、大学の教育方針、大学各部署の業務遂行方針等に関する必要情報を共有したほか、「ハラスメント防止」研修、研究倫理研修も同時に実施している。

そのほか、学務システム「GAKUEN (日本システム技術株式会社)」の導入支援による実務講習を適宜実施している。また、「GAKUEN」ユーザーを対象とした、「第 25 回 GAKUEN 全国ユーザー研修会 (令和元 (2019) 年 10 月 17・18 日の両日に大阪で実施)」にも教職員を派遣し、

情報収集・スキルアップを図った。

また、令和2（2020）年4月1日に施行される「改正私立学校法」に関する文部科学省主催の説明会に職員を派遣し、改正後の規定内容に沿った学内体制を整えることとした。

その他、日本学生支援機構の奨学金説明会、日本私立学校振興・共済事業団の事務担当者説明会、大学入試センター入試事務担当者協議会等に職員を参加させており、研修の内容を迅速に周知し、その対応に当たるなど、職員の資質・能力の向上に努めている。

4. 研究支援

教員に対する研究環境の物的整備については、楽工舎4階にWi-Fi環境、本棚等が備えられた研究室が各専任教員に個別に割り当てられているほか、すべての教職員にパソコンを給付している。また、メディアセンター内に設置されている図書館については、教職員が調査研究を行うことができるように、DI-LAWや官報の検索システムなどを備えたパソコンが常備されているほか、教員の閲覧スペースも用意され、本学の研究資源として重要な機能を果たしている。

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、本学で学術研究を行うすべての者に対して適用されることとなる、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。研究倫理活動の中心となるのが、研究者等倫理委員会である。同委員会は、毎年開催される専任教員及び非常勤講師全員が出席する教育会議において、研究者等倫理に関する普及・啓発を周知徹底している。この他には、国立研究開発法人科学技術振興機構研究倫理講習会で利用されている研究費不正防止に関するパンフレットや同機構が作製した研究倫理教育用の映像教材「THE LAB」の利用などが検討されている。

直近では、『日本文化大學教職研究 第1号』（平成30（2018）年3月発刊）及び『柏樹論叢 第18号』（令和元（2019）年12月発刊）の刊行にあたり、研究活動における倫理審査を行い、捏造、改ざん、盗用等、不正と見なすべき行為（scientific misconduct）の防止を徹底している。また、学生の卒業論文の作成に当たっても、同様に不正の防止を徹底している。

以上のとおり、本学では、研究者等倫理委員会の活動（令和元（2019）年度は4回開催）をはじめとして、全学的に研究倫理の確立とその厳正な運用に努めている。

本学における研究活動への資源の配分については、「給与規程」等により専任教員に年間36万円を助成するものであり、研究に必要な備品等の購入費、調査研究旅費、図書購入等に充当することができる。

さらに、学内においては様々な学会の大会の会場として利用することを奨励しており、年に数回程度の学会が開催されている。例えば、平成30（2018）年10月には、憲法学会が主催する総会及び研究集会が、令和元（2019）年11月末には、「犯罪と非行に関する全国協議会」（JCCD）が主催する公開シンポジウムが本学で開催されている。

〔基準8の自己評価〕

本学においては、教員の採用及び昇任等については、関係規程に基づき厳格にその審査手続及び運用が行われている。また、教員の配置についても、資格及び人員の観点からも適切に配置されている。

一方、FD活動の推進については、そのための全学的な体制が整備されており、活動の充実

が鋭意図られてきた。その結果として、全学的な FD 研修会（FD 講演会）の実施等の活動により、各教員の教育内容に関する意識が向上し、学生の授業満足度の向上につながっている。ちなみに、次年度（令和 2（2020）年度）からは全教員に対して、アンケート結果に対する所見を踏まえた上で、シラバスに「授業評価アンケート フィードバックコメント」を記載することを義務付け、授業内容及び方法の改善が図られるようにすることを予定している。

職員の研修については、建学精神を基礎とし、本学全体の職務を理解・把握しながら個々の職員が自己の担当職務を着実に遂行できるよう、職員の資質・能力の向上に引き続き取り組んでいく。

基準 9 経営・管理と財務

1. 経営の規律と誠実性

本法人寄附行為第3条に「この法人は、歴史と伝統とに立つ悠久の日本文化の根本を尊びこれを学問的に探究して各種の日本学術の発展を伸揚し、父祖の良風と美俗とを継承して、日本文化進運に貢献する至誠の国民を育成するを建学の主旨とし、教育基本法と学校教育法に則り、教育と学問研究とを行うのを目的とする。」と法人の目的を定義している。

本法人の最高意思決定機関は理事会であり、寄附行為第16条に「この法人の…業務は、理事会で決定する。」と定めている。また、第5条及び第6条にて理事長と学長は完全に分離され、それぞれ独立して業務に当たることと規定している。そして、大学経営に当たっては理事長が、また教学運営に当たっては、学則第62条に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長が責任者を務めている。また、同第62条には、「学長補佐を置くことができる」旨を規定している。

以上のように、大学経営と教学運営とは分離しているが、寄附行為第6条に定めており、学長は理事の一人であるため円滑で良好な管理運営を行うための基本体制が整備されている。

理事会は、全員が常勤である理事5人から構成され、令和元（2019）年度は9回開催し、理事の出席率は100%であった。

一方、寄附行為第18条では「評議員会」を置くことを定めており、寄附行為第20条では、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項が明記されている。評議員は、選任区分により、法人職員、本学卒業者、学識経験者の合計11人から構成されている。評議員会は年間平均5～6回開催されているが、令和元（2019）年度の評議員の出席率は80%であった。

寄附行為第7条では、監事の選任についても規定しており、この法人の理事、評議員又は職員以外の者であって、評議員の同意を得て理事長が選任するものとしている。監査については、監事による監査のほか、毎年、公認会計士による会計監査及び業務監査を受けており、指摘事項については、改善するよう努力している。

このように、理事会、評議員会の以上における運営と監事の職務等により、経営のマネジメントに関する規律と誠実性は維持されている。

また、業務の執行については、「寄附行為」、「事務組織及び分掌規程」、「稟議規程」、「経理規程」等、関連の諸規程の統制のもと、理事会の決定を踏まえ、中長期計画・年次の事業計画に基づいて行われることで、規律と誠実性が担保されている。

財務については、毎会計年度終了後2か月以内に資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び事業報告書等を作成し、事務室に備え付け閲覧に供している。

業務の執行は、原則として中長期計画を踏まえつつ、毎年次の事業計画に基づいて行われる。中長期計画は、「本学の建学精神と教育理念に基づいて本学の使命を実現するために」策定するものである。事業計画の策定に当たっては、本学の建学精神、教育理念、使命・目的を踏まえた上で、大学運営の基本姿勢、基本目標、基本方針が明示され、各部署が取り組む事業内容が記載されている。その内容は、①年度予算、②教育課程の充実、③学生支援、④教育・研究活動等の推進、⑤学生募集、⑥教育施設・設備の拡充、⑦社会貢献等から構成さ

れている。各部署と綿密に打ち合わせ、調整されて作成された原案は、評議員会、理事会の審議を経て決定する。

毎年度作成する事業報告書は、本学の建学精神、目的、理念、使命に照らし合わせた上で、各部署において、事業計画の進捗状況を点検し、その点検結果について、各部署とよく打ち合わせを重ねた上で、原案を作成し、最終的には理事会、評議員会の審議を経て決定している。

このように、中長期計画、年次事業計画、年次事業報告書の策定に当たっては、全学的な体制で継続的に取り組むことで、本学の使命・目的の実現に鋭意努めている。

2. 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全関連では、しばらくの間未整備であった裏山を平成 26 (2014) 年度に大規模な整備を行い、「和敬の道」(遊歩道)を建設し、現在も学生たちの知力と体力向上のため利用させている。同時に近隣住民の環境保全にも貢献している。また、「第 2 次キャンパス整備計画」で 4 号館の空調設備の改修を行ったが、この空調設備には省エネ技術を取り入れた最新設備を導入し、CO2 削減など環境保全への配慮を積極的に考慮した。なお、この設備の導入に当たっては、国土交通省の「建築物省エネ改修推進事業」としての補助金を活用した。

さらに、「第 3 次キャンパス整備計画」で建設した楽工舎 (平成 29 (2017) 年度竣工) 及び新 2 号館建設 (令和元年 (2019) 年度竣工) に当たっては、近隣住民の環境保全に対して、特段の注意を払った。特に、①騒音・振動、②粉じん、③工事車両による公害、④周辺環境、⑤通学学童の安全等の対策に万全を期した。

本学を構成するすべての者が、個人として尊重され、快適な環境において学び、教育研究を行い、働くことができる大学づくりを目的として、「ハラスメント防止規程」を制定し、本学におけるハラスメント防止及びその対策に取り組んでいる。具体的には、毎年春・秋に専任・非常勤教員全員が出席する「教育会議」において、その議題の一つとして、セクシャルハラスメント防止に関し、全教職員に対して徹底した注意喚起を促している。なお、「教育会議」は令和元 (2019) 年度からは、年 1 回の開催としている。

3. 理事会の機能

寄附行為第 3 条により、理事会及び評議員会を中心として大学経営の規律と誠実性の維持に努めている。寄附行為第 16 条の規定に基づき、法人の運営、諸般の企画及び人事その他の業務は、理事会で決定し、理事会を最高意思決定機関として事業計画を執行する体制を整備している。

理事会は、学長、評議員の互選 1 人、学識経験者 3 人から構成され、定員は 5 人であり、現在、理事の定員に欠員は生じていない。理事の任期は 4 年であり (寄附行為第 8 条)、その選任については、寄附行為に基づき、適切に行われている (同第 6 条)。現在、理事 5 人のうち外部理事は 1 人である。理事は、全員常勤であり、必要であれば速やかに開催できる体制にある。よって定例を含めた理事会の出席状況は 100% と良好である。また、理事会の開催日の 7 日前までに、その都度開催通知 (欠席時に意思表示を行う書面を同封) を発出することで手続面においても出席に配慮している。このようなことから、本法人の理事会は使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制が整備されており、その運営も適切に行われ、か

つ機能性も十分に確保されている。

監事は、寄附行為第7条の規定により、本法人の理事、職員（学長、教員及びその他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の内から評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっており、適切な手続を経て、2人が選任されている。また、監事は、理事会及び評議員会に出席するほか、公認会計士による監査への立会い及び業務監査の実施等、寄附行為第14条に規定する監事の職務を適切に遂行している。文部科学省が行う学校法人監事研修会に毎回派遣するなど、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上にも努めている。

評議員の選任は、寄附行為第22条の規定に基づき、適切に行われている。また、寄附行為第20条の規定により、評議員会への諮問事項が明記されているが、同事項については、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないなど、相互チェックの体制が整備され、その運営は適切に行われ機能している。なお、令和元(2019)年度における評議員会は5回開催し、その出席率は80%であった。

以上のように、本学では管理部門と教学部門の連携により、情報の共有やコミュニケーションが図られており、業務執行に関する意思決定と情報伝達が円滑に行われている。

4. 財務基盤と収支

本学では、平成19(2007)年度以降、4年間のスパンで「キャンパス整備計画」を策定しており、常に中長期的視点から慎重に各年次の事業計画を策定・推進してきた。平成30(2018)年度に第3次計画を完了し、令和元(2019)年度から「第4次キャンパス整備計画」がスタートした。各年度の事業計画の策定に当たっては、この計画を踏まえつつ、過去5年間の財務データを基礎として予算の積算を行っている。最終的には、予算を含む事業計画が評議員会、理事会において審議・承認され、予算に基づいた財務運営がなされている。

本学の事業収入は、教育活動に基づく収入のみのため、18歳人口の更なる減少のもと、引き続き厳しい状況下に置かれてはいるが、過去5年間の実績を見ると「経常収支差額」（教育収支差額）で収入超過となっており、本学の財政基盤は健全である。今後とも、安定的な財政基盤を継続的に維持するため、入学定員200人、在学学生数（収容定員800人）の確保が重要な課題となる。中長期の資金運用については、引き続き「資金運用規程」に基づき実施していく。また、経費面での節減・効率化を図りながら、大学本来の教育活動を継続的かつ計画的に行うため、予算編成方針は基本方針に沿って策定している。そのほか、本学の使命・目的等を達成するためには、教育研究環境の改善・充実に資するための必要な財源を確保するとともに、教育研究の一層の改善・充実に必要な施設・設備の整備及び学生を主体としたサービスの充実に財源の重点的配分を行うよう配慮している。

過去5年間の事業活動（消費）収支バランスは、確保されている（ただし、楽工舎及び新2号館の建築に伴い、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度まで旧建物の取壊し費用及び減価償却費等特別な費用が発生したため、経常収支差額では支出超過となっている。）。しかし、本学の事業活動収入は、教育活動収入のみであるため、学生数（収容人員）の多寡が各事業年度の収入を決定する。これからも安定した財務基盤を継続的に維持するため、入学者の定員確保及び在学学生（収容定員）の確保は、本学にとっては最重要課題である。特に、入学定員の確保に関しては、受験者数を増やすために広報活動に一層の創意工夫を図ること

とし、大学の総力をあげて傾注する。中長期の資金運用については、「資金運用規程」に基づき、従来どおり安全・確実を柱として資金運用を図っていく。

5. 会計

本学の予算編成は、財務担当理事が各部署部長あてに前年度1月末までに予算要求資料の提出を要請し、とりまとめたうえで、毎年2月末に開催される評議員会に諮問し、これを踏まえて理事会で決定している。

会計処理は、出納業務を含め総務部経理課が管理・執行しており、「学校法人会計基準」、「経理規程」、「給与規程」などに基づき、適切に処理している。予算執行の際は、各部署より会計システムへの入力後、紙媒体としての支出伝票に証明書類を添えて経理課に提出され、データを会計システムに反映するシステムとなっている。なお、処理判断の難しい問題等については、必要に応じ、本学と監査契約を締結している公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の助言を受けて適切に処理している。

予算の施行管理に当たっては、「経理規程」、「固定資産及び物品調達規程」、「固定資産及び物品管理規程」、「稟議規程」等に基づき、実施している。なお、年度途中に発生した追加的要因については、補正予算を編成して対応している。会計処理については、「学校法人会計基準」に準拠して行っている。監査については、監査契約を締結している公認会計士による会計監査と監事による監査を実施している。公認会計士の監査は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づいて行われ、公認会計士とその補助者で行われている。監査内容は、帳票、証明書類、稟議書等による会計処理の妥当性のほか、諸規程との整合性、計算根拠の妥当性及び理事会、評議員会での学内手続方法等に関する監査も含まれている。公認会計士による会計処理の指摘に対しては、その趣旨を理解した上で経理課に限らず関係部署へ周知し、改善するよう迅速に対応している。

監事監査については、私立学校法第35条、第37条及び寄附行為第14条に基づいて監査を行っている。監事は理事会に出席し、本学の運営に関し質問や意見を述べるとともに、業務執行状況や財産の状況について監査を行っている。また、寄附行為第14条第3項に「この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること」となっている。

本学は、収容定員800人の大学であり、しかも収益事業は一切行っておらず、また学校債や寄付金等も募っていない。したがって、こうした体制により本学における会計監査は厳正に実施され、かつ適正に機能している。

[基準9の自己評価]

寄附行為に基づき、理事会、評議員会、学長、監事の職務権限と職務内容が明確に規定されており、経営の規律と誠実性が維持されながら、適正な運営がなされている。

大学の管理運営の中心となる理事会の運営は、その円滑な意思決定のもと、機動的・戦略的に対応できるよう行われている。また、監事及び評議員会については、適正に選任が行われており、その職務についても理事会に対してチェックを行うなどの仕組みが整備されるなど、大学の管理運営に当たり相互チェックの機能性が十分に担保されている。

また、学長の権限と責任は明確に確立され、教育の質の向上及び特色ある教育を推進する

ために、本法人と大学間との相互の連携と意思疎通は十分に図られ、理事長及び学長によるリーダーシップとボトムアップのバランスの取れた迅速かつ的確な意思決定がなされるなど、本学のガバナンスは有効に機能している。

事業計画については、中長期計画に基づき、現段階では特段の支障なく本学の経営が適正に行われているところである。しかしながら、大学受験の対象年齢となる18歳以下の人口減少など、一般的に私立大学を取り巻く厳しい経営環境が今後も予想されることに鑑み、本学の建学精神、教育理念及び使命・目的を堅持しつつ、社会の変化や時代の要請に応えられるよう、早期に検討を行っていく。

本学の環境保全、教職員及び学生の人権については、各種規程等に基づき、遵守の徹底も含めて全学的に取り組むなど、適正な措置が講じられているが、引き続き、ハラスメント行為等の防止に努めていく。また、近隣地域住民も含めた安全への配慮については、本学が住宅地域に位置することもあり、これまで積極的に取り組んできたところであるが、引き続き、近隣住民の生活環境にも配慮しながら充実を図っていく。

会計処理については、学校法人会計基準等の会計指針、法人税法等の法規及び寄附行為、経理規程等の諸規程に基づき、適正で透明性のある会計処理を引き続き実施していく。また、会計監査については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、適正に会計監査を実施しているところではあるが、引き続き、公認会計士及び監事との連携を一層図るとともに、不正の防止、コンプライアンスの遵守、内部監査の徹底など、更なる監査体制の構築に向けて取り組んでいく。

基準 10. 教職課程

1. 教職課程のカリキュラムの見直し

教職課程は、創学者蜷川親繼先生の人材育成の使命感と教育への情熱によって設置されたものであり、昭和 63（1988）年に教育職員免許法による教育課程設置認可を受けて以降、多くの学生が教職課程を履修し、教員免許状を取得している。本学では、このように教職課程を建学精神と一体不可分のカリキュラムと位置づけ、「開放制の教員養成」の原則に則り、将来の教育現場における指導者としての教員養成を重要な使命・目的とし、常に教職課程の充実に努めている。

「教職課程コアカリキュラム対応科目一覧表 【中学校・高等学校】」

<教育の基礎的理解に関する科目等>

各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育原理		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論		
道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法		
総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論		
生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論		
教育実習	教育実習事前指導 教育実習Ⅰ(中高)	教育実習事後指導 教育実習Ⅱ(中免のみ)	教職実践演習

<各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)> 中学校

各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
各教科の指導法 社会	社会科教育法		

<各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)> 高等学校

各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
各教科の指導法 地理歴史	地理・歴史科教育法		
各教科の指導法 公民	公民科教育法		

教職課程履修者に授与される教員免許状は、①中学校教諭一種免許状「社会」と②高等学校教諭一種免許状「地理歴史」・「公民」である。これらの免許状の取得に必要な履修科目と修得単位数は、教育職員免許法により規定されており、本学においても同規定に則り、教育課程の履修カリキュラム及び指導体制を整備している。

① 教職課程のカリキュラムの見直しと充実

教育職員免許法及び同法施行規則改正が平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本学の教職課程のコアカリキュラムを次のとおり新たに設置し、同課程履修学生の指導育成に当たることとした。

なお、本学では、教職課程の再認可取得に当たって、授業科目の大幅な改編及び新設を検討実施した科目は、「教育原理」、「教育課程論」、「特別支援教育」、「教育社会学」、「道徳理論と指導法の研究」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「教育方法・技術論」、「生徒指導・教育相談」、「進路指導論」と多岐にわたっている。

このように、教職課程の科目改編に伴い、設置年次の変更及び「教科に関する専門的事項」に関する科目の履修年次と単位数の調整も同時に実施した。また、新規に開設した講座で特に配慮を要したものは、「特別支援教育」及び「進路指導論」が挙げられる。

「特別支援教育」については、児童・生徒の障害の内容や程度に応じた指導法を細かく理解することが必要であり、更にインクルーシブ教育の進展も視野に入れた指導が求められることから、特別支援教育の専門的経験及び知見の豊富な外部講師が担当している。

「進路指導論」についても、教育格差の問題が大きく取り上げられている現状に鑑み、児童・生徒の家庭環境等も考慮に入れた指導の在り方を検討した。

以上のとおり、本学では、教育職員免許法及び同法施行規則改正の内容を踏まえ、教職課程のカリキュラムを適正に見直し、その確実な運用を行っている。また、『学生便覧』には教職課程に関する項目を設け、詳細な説明を記載するなど、同課程の履修を希望する学生の便宜を図っている（『2019 年度 学生便覧』40 頁～53 頁）。

2. 教職課程履修学生に対する評価及び指導体制の充実

教職課程科目を担当する教員に求められる基本的な教育実践力は、より良い授業を行うことにあり、特に「教科教育法」では履修学生の授業力の向上を図るための授業を実践している。具体的には、「社会科教育法」では、中学校社会の地理・歴史・公民の 3 分野を各履修者に模擬授業を実践させ、指導案作成能力と授業実践能力の基礎を学ばせている。

また、「地理・歴史科教育法」については地理・日本史・世界史の 3 分野、「公民科教育法」については現代社会（新学習指導要領の実施後は「公共」）・政治経済・倫理の 3 分野を各履修者に模擬授業を同様に実践させ、模擬授業と学生間の質疑応答の様態を録画し DVD で配布し、自らの模擬授業の振り返りを行わせている。

さらに、教職課程履修学生ごとに「教職課程履修カルテ」を作成し、各科目担当教員が受講成績の評価、指導・改善すべき事項などを記載し、評価・指導の効果的な実施に活用するとともに、教職課程科目の担当教員間でもその共有を図っている。

以上のとおり、教職課程履修者に対しては、きめ細かい、かつ適切な評価・指導を行っている。

[基準 10 の自己評価]

教職課程については、同課程の設置以降、本学が特に力を注いできた領域である。

教育職員免許法及び同法施行規則改正に伴う対応について、教職課程のカリキュラムの改編、授業内容・方法の改善、履修学生に対する適切な評価・指導を行うとともに、将来に向けた教授内容及び方法の改善について積極的に取り組んでいる。

また、「日本文化大學教職研究会」を開催し、教職課程に携わる教員間での研究活動も行われているが、今後とも同研究会の活動を継続する。